

オーストラリアの相続 遺言書について

オーストラリアに資産（物件や銀行口座）をお持ちの方は、オーストラリアで遺言書を手配することが強く勧められます。オーストラリアにある遺産はオーストラリアの相続法で手続され、遺言書がないと相続人が実際相続を受けられるまでに多大な時間と費用が掛かることがあります。遺言書を用意しておけば、これらの手続はスムーズに行うことができます。一般的には、オーストラリアの資産については、「オーストラリアの全動産・不動産」と明記されれば、資産額に関係なく、また今後物件をご購入や売却された場合にも、内容を変更する必要はございません。

例：ご主人様の遺言書の場合

1. 遺言執行者ならびに管財人

遺言執行者ならびに管財人とは、遺言者がお亡くなりになった後、その方の遺産を遺言通りに管理または相続人に支払う等の手続を担当する方です。

遺言執行者ならびに管財人は、まず奥様がなられ、万が一、奥様もいらっしゃらない場合を想定し、第2段階として、お子様を任命されるのが良いと考えます。

2. 相続人 通常、第1相続ならびに第2相続と2段階で相続人をご指名いただきます。例えば、第1相続は、奥様にされて、第2相続では、お子さんに（2人以上の場合は均等に）遺贈するというのが良いと考えます。作成後、2人の立会人（家族以外の18歳以上の方）のもと、ご本人にご署名いただく必要があります。

ご署名後 ご署名いただいた遺言書の原本は、当所の安全金庫にて保管いたします。将来、本人の状況に変化が生じた際（結婚/離婚やお孫さん誕生等）は書換え、また3年から5年ごとに見直しをお勧めします。

基本的な遺言書の当所見積り

お一人の場合

\$495.00 (\$350.00 + 日本語訳\$100.00 + GST(消費税10%))

英語のものが原本となり、英語のみで宜しい場合は、\$350.00+GSTです。

ご夫妻お二人分作成の場合(2人分)

\$825.00 (\$650.00 + 日本語訳\$100.00 + GST(消費税10%))

日本語訳が必要無い場合は、\$650.00+GSTとなります。

詳しくは、裕子ハーディング まで

www.hardinglegal.com.au

Phone: +61 7 5630 3877